

## 経営所得安定対策

# 4月から新たな農業対策がスタートします

新たな農業対策は、次の3つからなっています。

**品目横断的経営安定対策**・・・担い手を対象として、米や大豆などに対して助成する対策です。

**米の生産調整対策**・・・・・・・・・・対策に参加する農業者を対象として、転作した場合に産地づくり交付金を交付するなどの対策です。

**農地・水・環境保全向上対策**・・・地域ぐるみ組織を対象として、農業生産の基盤である農地や農業用水などを維持する共同活動に対して助成する対策です。

### 【品目横断的経営安定対策】

米や大豆など品目毎に助成（価格補てん金）するシステムから、農業者の経営全体をみて助成金を交付する仕組みに変わります。

対象となる農業者は、次の担い手に限られます。

- ・『認定農業者』⇒ 経営面積が4ha以上（田+畑）
- ・『集落営農組織』⇒ 経営面積が20ha以上（田+畑）

助成金（補てん金）は、次の2つの方法で支払われます。



#### ① 外国との生産条件の差に対する助成

- ・労賃や経営面積など、外国との生産条件の差による不利な部分に対する助成で、過去の生産実績とその年の生産量、品質に基づく助成があります。
- ・対象となる品目は、大豆・麦など4品目

#### ② 収入の変動に対する助成

- ・過去の収入に比較して、その年の収入が下がった場合に90%を助成
- ・対象となる品目は、米・大豆・麦など5品目

※加入手続きは19年4月1日～6月30日までとなります。

◆加入手続きの詳細は、秋田農政事務所 地域第一課 ☎0185-58-2311まで問い合わせください。◆

### 【米の生産調整対策】

- ・米の生産数量目標の配分は、JAが主体となって行うこととなります。
- ・転作助成金である「産地づくり交付金」は、19年度から21年度までの3年間継続されます。
- ・また、担い手以外の一般農家に対しても、米価が下がった場合、一定の額が産地づくり交付金から助成されます。

### 【農地・水などの資源や環境保全対策】

- ・水田農業の基盤である農地や水などの資源を守り、そして向上させるための対策で、地域ぐるみの共同活動に対して助成します。



◇お問い合わせ先◇

藤里町事業課 農業振興係  
JA藤里営農センター

☎79-2114  
☎79-1644